○経済産業省令第六十五号

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第三項の規定を実施するため、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

別記様式

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

官　職＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿

上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第５条第２項の規定に基づく立会いに従事する者であることを証明する。

年　月　日

経済産業大臣　　印

裏　面

１．本証は立会いの際に必ず携帯すること。

２．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

３．本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

４．官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

５．立会いに従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

写　真

印又は刻印

（備考）　用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91mmとする。